

4月1日から 役場の組織機構が変わります

ポイント

●全国トップレベルの子育て支援施策をさらに充実させるため、新たに「子育て支援課」を設置します。

●「住民福祉課」「税務課」「高齢福祉課」の業務を再編し、新たに「税住民課」「福祉課」を設置します。

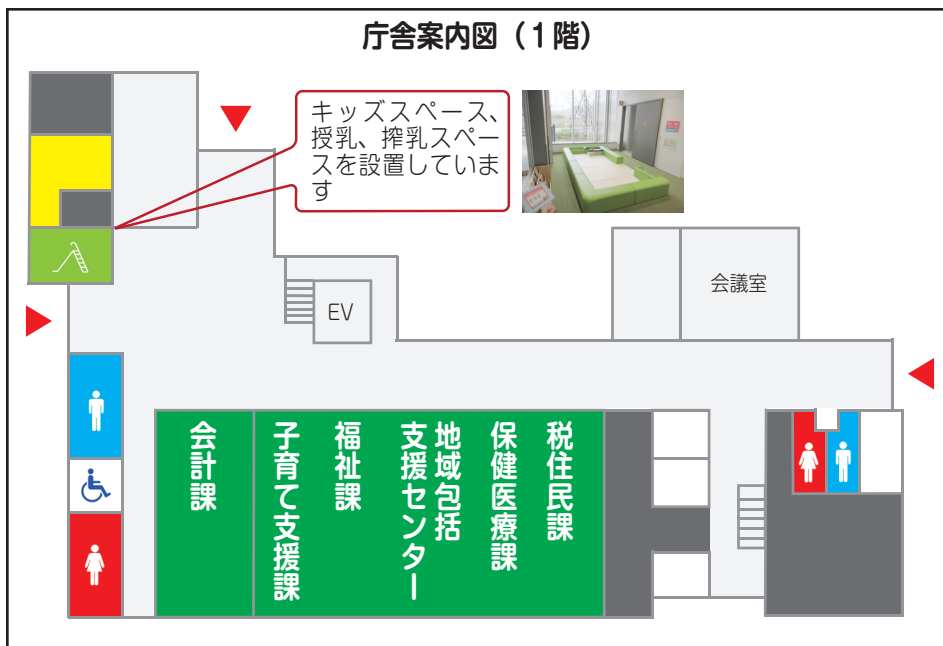
変更内容

(令和8年3月31日まで)

課名	主な業務
税務課	税務関係（税の賦課及び徴収等）
住民福祉課	戸籍・住民基本台帳等 埋・火葬の許可
	母子福祉・父子福祉・ 児童福祉
	児童手当等
	保育所・子育て支援セ ンター
	社会福祉 生活保護 国民年金
高齢福祉課	高齢者福祉・障がい者 福祉 介護保険
保健医療課	国民健康保険 高齢者医療 福祉医療

(令和8年4月1日以降)

課名	主な業務	連絡先
税住民課	税務関係（税の賦課及び徴収等） 戸籍・住民基本台帳等 埋・火葬の許可	Tel 82-6163
子育て支援課	母子福祉・父子福祉・ 児童福祉 児童手当等 保育所・子育て支援セ ンター	Tel 82-2022
福祉課	社会福祉 生活保護 高齢者福祉・障がい者 福祉 介護保険	Tel 82-6165
保健医療課	国民健康保険 高齢者医療 福祉医療 国民年金	Tel 82-6166



社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえ、効率的な行政運営を行うため、令和8年4月1日から組織機構を見直します。

執務室の場所や問い合わせ先が変更となる業務があり、ご不便をおかけする場合がございますが、ご理解・ご協力をお願いします。